

海田町立小学校給食調理等委託業務

募 集 要 項

令和 7 年 1 1 月

海田町教育委員会

第1 目的

この募集要項は、海田町立小学校給食調理等委託業務（以下「委託業務」という。）に係る事業者募集について、必要な事項を定めたものである。

第2 事業概要

1 事業名称

海田町立小学校給食調理等委託業務

2 事業対象施設

海田町立海田小学校（所在地 海田町昭和中町2番55号）

海田町立海田東小学校（所在地 海田町浜角1番17号）

海田町立海田西小学校（所在地 海田町南つくも町12番3号）

海田町立海田南小学校（所在地 海田町大立町12番5号）

3 業務内容

別紙「海田町立小学校給食調理等委託業務仕様書」〈資料1〉のとおり

4 委託期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年間）

第3 応募の条件

1 応募資格

(1) 応募事業者は、次の要件をすべて満たしていること。

- ① 法人格を有し、「海田町立小学校給食調理等委託業務仕様書」〈資料1〉の業務内容を確実に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- ② 1日2,000食以上を提供する学校給食調理受託実績があり、受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有していること。なお、学校給食受託実績は、令和6年度における自校方式及びセンター方式による実績を指し、デリバリー方式による実績を除くものとする。
- ③ 学校給食の意義を十分に認識し、学校運営にも協力的であること。
- ④ 経営基盤の安定と危機管理等への対応能力と体制が構築されていること。
- ⑤ 衛生管理及び調理技術に関わる研修体制が整っていること。
- ⑥ アレルギー食、特別給食への対応体制を整備すること。
- ⑦ 学校給食の質の確保を図ること。
- ⑧ 地元雇用、地域の実情に十分配慮できること。
- ⑨ 製造物責任（PL）法（平成6年法律第85号）に基づく生産物賠償責任保険及び施設損害責任保険に加入していること。

- ⑩ 海田町での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 次のいずれかに該当する者は、応募事業者となることができない。
- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - ② 国、公社・公団及び海田町を含む地方公共団体において、指名停止期間中である者
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ④ 国税及び地方税（消費税及び地方消費税並びに法人市町村民税、固定資産税及び事業所税等）を滞納している者
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと
 - ⑥ 過去3年以内に、学校給食調理業務又は大量施設調理業務において食品衛生法（昭和22年法律第233号）の営業停止処分を受けた者
 - ⑦ 食品衛生法第59条から第61条までの規定により営業許可を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過していない者
 - ⑧ 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者
 - ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
 - イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ⑨ 海田町から現に指名除外を受けている者

2 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募事業者は、参加表明書（兼応募資格審査申請書）の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものと見なす。

(2) 費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。

(3) 著作権

採用した提案書等の著作権は町に帰属する。ただし、不採用となった提案書等の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。

(4) 応募の無効について

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とする。

- ① 提出期限までに参加表明書（兼応募資格審査申請書）及び提案書の提出が無かった場合
- ② 虚偽の内容が記載されている場合
- ③ 一つの応募事業者が複数の提案を行った場合

- ④ 審査の公平に影響を与える行為があった場合
- (5) 提出書類の取扱い
提出された書類については、内容変更できないものとし、採用・不採用にかかわらず返却しない。
- (6) 提出書類の公開
提出された提案書等は、応募事業者の了解を得たうえで、公開することがある。
- (7) 資料の取扱い
本町が提供する資料は、本町の了解なく公表または使用することを禁止する。
- (8) 参加の辞退
本件の参加申込後、参加を辞退する場合は、速やかに事務局に電話連絡の上、参加辞退届（様式第6号）を提出すること。なお、一旦参加を辞退した者は、再度の応募はできない。
- (9) その他
提出書類の他、追加の資料を求められた場合は、速やかに提出すること。

第4 応募スケジュール

No	スケジュール項目	予定日程
1	募集要項等の公表	令和7年11月27日（木）～12月19日（金）
2	現地見学	随時受付（事前申込必須）
3	募集要項等に関する質問の受付	令和7年11月27日（木）～12月10日（水）
4	募集要項等に関する質問の回答	質問受付後3営業日以内に、海田町ホームページに掲載する。※掲載期限は令和7年12月19日（金）までとする。
5	参加表明書（兼応募資格審査申請書）及び提案書等の受付	令和7年12月5日（金）～12月19日（金）
6	資格審査及び第1次審査結果通知	令和7年12月25日（木）発送予定
7	提案書の内容聴取等（第2次審査）	令和8年1月22日（木）（予定）
8	第2次審査結果通知	令和8年1月30日（金）（予定）
9	業務開始準備	事業者決定後～令和8年3月末

※ 受付等は、海田町の休日を定める条例（平成元年6月30日海田町条例第12号）に基づく町の休日（以下、「休日」という。）には行わない。

1 募集要項等

- (1) 公表方法
募集要項等の資料は、海田町教育委員会ホームページにおいて公表することとする。
- 《ホームページ掲載期間》
令和7年11月27日（木）から令和7年12月19日（金） 17時

(2) 資料

- ① 募集要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・本書
- ② 海田町立小学校給食調理等委託業務仕様書・・・資料1
- ③ 応募様式集・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料2
- ④ 委託事業者選定基準・・・・・・・・・・・・・・資料3

※上記書類は、海田町教育委員会ホームページよりダウンロード可能

2 現地見学

現地見学は、下記期間において随時実施する。希望者のみ。

希望者は、下記期間内に、海田町教育委員会事務局学校教育課への電話連絡により、個別に日程調整、事前申込を行うこと。

- (1) 事前申込期間 令和7年11月27日（木）から12月16日（火） 17時
- (2) 現地見学受入期間 令和7年11月27日（木）から12月19日（金） 17時
- (3) 場 所 海田小学校，海田東小学校，海田西小学校，海田南小学校
- (4) 留意事項

- ① 現地見学の参加人数は1事業者につき3名までとする。
- ② 給食調理場内の見学を希望する場合は、白衣，調理用帽子，履物を準備すること。
- ③ 給食調理場内の見学を希望する場合は、立入る者の検便調査を実施し，その結果を提出すること（学校給食衛生管理基準に則り，現地見学を実施する前2週間以内の調査結果とする。写し可とする。）。
- ④ 学校給食設備等の写真撮影は可とする。ただし，児童の個人情報については撮影不可とする。

3 募集要項等に関する質問の受付・回答

(1) 質問の提出方法

質問書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し，電子メールにて提出すること。なお，提出期限後に提出された質問や，指定した方法以外で提出された質問に対しては，回答しない。

① 電子メールの件名

【質問】海田町立小学校給食調理等委託公募型プロポーザル

② 送付先の電子メールアドレス

gakkyo@town.kaita.lg.jp

(2) 受付期間

令和7年11月27日（木）～12月10日（水） 17時 厳守

(3) 回答

質問受付後 3 営業日以内に、海田町ホームページに掲載する。

※掲載期限は令和 7 年 12 月 19 日（金）までとする。

4 参加表明書（兼応募資格審査申請書）及び提案書の提出（第 1 次審査）

(1) 提出期間

令和 7 年 12 月 5 日（金）から 12 月 19 日（金）【必着】

※休日を除く 9 時～17 時

※持参の場合は、12 時から 13 時までを除く。

(2) 提出先

海田町教育委員会事務局 学校教育課

〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町 14 番 17 号

海田町役場 3 階

(3) 提出方法

持参または郵送（郵送の場合は書留または配達証明に限る）

(4) 提出書類

① 参加表明書（兼応募資格審査申請書）……………様式第 2 号

（記載する添付書類を含む）

応募資格要件確認書……………様式第 2-1 号

暴力団排除に関する誓約書……………様式第 2-2 号

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への加入状況が確認できる書類

保険への加入状況が確認できる書類とは、次のとおりです。

ア 雇用保険

概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、本業務に従事する職員全員分）のいずれかの写し

イ 健康保険及び厚生年金保険

保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届のいずれかの写し

※健康保険等に参加義務がない場合又は適法に他の保険に参加している場合は、申出書を提出して下さい。

② 審査に係る提案書類提出書……………様式第 3 号

提案書……………様式第 3-1 号～3-4 号

③ 委託業務実績書……………様式第 4 号

④ 見積書……………様式第 5 号

見積内訳書……………様式第5－1号

- ◆ 参加表明書（兼応募資格審査申請書）に関する書類（様式第2号～様式第2－2号）
……………各1部

- ◆ 提案書に関する書類（様式第3号～第5－1号）
……………原本1部 写し12部

《提出にあたっての留意事項》

A4版縦型，横書き，左綴じとする（A3版折込みも可）。

※ 様式第3号の各提案書については，紙面の余白，行間，フォント等の形式は任意とする。但し，様式中に記載した表題，項目及び制限枚数については，厳守すること。

※ 提案書に関する書類（②～④ 様式第3号～第5－1号）については，表紙や目次のほか，本文中の各ページのヘッダー・フッターにも社名及び社名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。ただし，正本には社名入りの表紙を付けること。

● 無効（失格）となる提案書

- ・ 提出方法，提出先及び提出期限に適合しないもの。
- ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・ 虚偽の内容が記載されているもの。

- ◆ 見積書及び見積内訳書（様式第5号，第5－1号）

- ・ 見積額は次の金額の範囲内であること。

海田町立小学校（4校）：令和8年度～令和9年度

予定上限額：182，491千円（消費税及び地方消費税含む。）

なお，提案見積書の金額が，業務に要する費用（予定上限額）を超過した場合は失格とする。

- ・ 見積書（様式第5号）に記載する見積額は，小学校4校一括での合算額とすること。
- ・ 見積書には，見積内訳書（様式第5－1号）を添付すること。

5 資格審査及び第1次審査結果の通知

町は，応募資格の有無について，参加表明書（兼応募資格審査申請書）（様式第2号）により確認し，第1次審査の結果については，令和7年12月25日（木）（発送予定）に文書にて通知する。

6 提案書の内容聴取等（第2次審査）

第1次審査で選考された応募事業者を対象に，内容聴取等（プレゼンテーション及び質疑応答）を実施する。

審査項目及び配点に基づき評価したうえで，最高得点の事業者を優先交渉権者とする。ただ

し、複数の事業者が同得点の場合は、委員会の総合的な審査により選定する。また、提案者が1者の場合であっても審査を行うものとするが、基準（総得点数の60%）を満たす法人がない場合は、該当なしとして、改めて公募を行う。

(1) 実施日時

令和8年1月22日（木）（予定）

※時間等詳細については、提案書等受理後、電子メール又は文書にて別途通知する。

(2) 会場

海田町役場

(3) 出席者

3名以内

(4) プレゼンテーション

- ① 事業者 当たり提案書の説明15分以内、質疑応答10分以内、計25分以内（準備時間を含めない。）を予定する。なお、提案書は、1事業者につき1案とする。
- ② 説明は、先に提出した提案書等の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。ただし、ヒアリング時の追加資料の配布は、認めない。
- ③ プレゼンテーションに必要な機器や費用等は、全て提案者が用意すること。実施会場、電源、机、椅子、プロジェクター及びスクリーンは町側で用意する。なお、機材設置等に係る時間は、含まない。
- ④ プレゼンテーションは、当該業務の責任者（プロジェクトマネージャー等）が実施すること。

第5 提案書等の審査方法

1 審査委員会の設置

海田町立小学校給食調理等委託業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、優先交渉権者の選定審査を実施する。

2 審査の方法

- (1) 公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により選定する。
- (2) 審査委員会は、第1次審査を通過した応募事業者を対象に、プレゼンテーション及び質疑応答を実施し、委託事業者選定基準（資料3）に基づいた採点により、得点の最も高い応募事業者を優先交渉権者として選定する。
- (3) 優先交渉権者が契約を締結しない場合は、次に得点の高い事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約する。

第6 その他

- 1 プレゼンテーションにて口頭で提案したことについては契約内容に含むものとする。
- 2 本プロポーザルは優先交渉権者を選定するものであり，契約の締結を担保するものではない。
- 3 選考結果等についての不服及び異議申し立ては認めない。
- 4 業務履行の開始前に必要な準備は委託事業者の費用負担により行うこと。
- 5 委託事業者決定後，応募事業者名を公表する。

問合せ先 海田町教育委員会事務局 学校教育課

〒736－8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号

海田町役場3階

電話 : 082－823－9216

電子メール : gakkyo@town.kaita.lg.jp